

戦後養護学校の構想・制度化と義務制実施に至る整備過程 —知的障害・肢体不自由・病弱三校種間の比較を通して—

The Development Process and Background of the Compulsory Education System of Special Schools for Children with Disabilities: A Comparison of Special Schools for Intellectual Disabilities, Physical Disabilities, and Health Impairments

内海 友加利* 安藤 隆男**
UTSUMI Yukari ANDO Takao

本研究では、戦後の知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者に対する養護学校の構想・制度化から養護学校教育義務制実施までの整備過程について、施策動向等をもとに歴史的な考究を行った。次の4つの時期区分を設定し、学校、学級の形態の相対化の視座から各期を通じた障害校種間の比較分析を行った。第1期は障害児教育の萌芽と養護学校の構想の時期である。三障害種ともに、施設及び療養所等における治療等に包含される教育機能が注目され、その一部は職業教育の実績として結実した。精神薄弱児と身体虚弱児に対しては、全国各地に尋常小学校等の特殊学級として設置がなされた。第2期は養護学校の制度化と成立の時期である。学校教育法的一条校に位置づけられた養護学校は、財政的な理由により設置が進まない状況にあった。そのような中、精神薄弱教育では、新たに義務教育となった中学校における特殊学級の設置が促進された。第3期は養護学校の設置促進の時期である。公立養護学校整備特別措置法の制定は、養護学校の設置を促すこととなった。とりわけ肢体不自由養護学校は、肢体不自由児施設内の学級、分校を転換することで設置が先行した。第4期は養護学校教育義務制に向けた整備の時期である。養護学校教育義務制実施が規定され、昭和47(1973)年を初年度とする養護学校設置7年計画のもとで養護学校が整備された。特に設置要望の高い精神薄弱養護学校の設置が進められた。養護学校整備にともなって、就学義務猶予・免除であった重度・重複障害児に対する教育に新たに注目が集まった。養護学校は、学校教育法制定により戦後の学校教育の一翼を担うこととなったが、その整備にあつては各障害種に差異が生じることとなった。本研究では、主に養護学校の制度化以降の整備過程を特殊学級の設置等を射程に置きつつ総合的に検討したものであるが、このことの特級学級の設置等に及ぼす影響について検証する必要がある。今後は、この課題に迫るとともに、各障害教育における独自の文脈、特性を踏まえた歴史的な論及を行う予定である。

キーワード：養護学校教育義務制、知的障害、肢体不自由、病弱

Key words : compulsory education system of special school for children with disabilities, intellectual disabilities, physical disabilities, health impairments

I. はじめに

インクルーシブ教育システム下における特別支援教育の充実に向けて、連続性のある多様な学び場として、小学校等の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の教育を一層充実、整備していくことが求められている(文部科学省, 2021)。今日における特別支援教育の場は表のような状況である (Table 1)。

Table 1によると、障害種によって、それぞれの教育の場の資源の状況は異なっていることが読み取れる。例えば肢体不自由教育においては、特別支援学校は全体において20%以上を占めており、知的障害教育に次いで設置数が多いのに対して、特別支援学級数は5%程度、通級に

Table 1 特別支援教育の場 (令和元年度)

	特別支援学校数	特別支援学級数		通級による指導を受ける児童生徒数	
		小学校	中学校	小学校	中学校
視覚障害・弱視	82	387	149	191	27
聴覚障害・難聴	118	916	371	1775	423
知的障害	786	19994	9010	-	-
肢体不自由	352	2341	794	82	38
病弱・身体虚弱	151	1768	742	24	15
言語障害	-	570	133	39106	556
自閉症	-	20614	8518	21237	4051
情緒障害	-	-	-	15960	3091
学習障害	-	-	-	17632	4631
注意欠陥多動性障害	-	-	-	20626	3933

文部科学省 (2020) に基づき筆者作成。

*兵庫教育大学大学院特別支援教育専攻障害科学コース 助教

令和3年4月28日受理

**筑波大学名誉教授

よる指導を受けている児童生徒数の割合は0.1～0.2%程度であり、肢体不自由教育全体の資源としては、特別支援学校が占める割合が高くなっている。このように、障害種によっては、地域の特別支援教育の資源に偏在や脆弱性が認められる（安藤 [2019] 5）。

わが国は、長年にわたり整備してきた1100校余りの特別支援学校をインクルーシブ教育システムの枠組みに位置付け、地域における特別支援教育のセンター的機能を付与した。今後、インクルーシブ教育の更なる実質化に向けて、特別支援学校の専門性向上が期待されているところである。特別支援学校の在り方を考究するためにも、これまでの整備過程を改めて整理しておく必要がある。

本研究では、戦後の知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者に対する養護学校の構想・制度化から養護学校教育義務制実施までの整備過程について、施策動向等をもとに歴史的な考究を行う。

戦後の養護学校の整備動向を概観すると、次の通りである。昭和22（1947）年学校教育法に盲学校、聾学校、養護学校、特殊学級としてそれぞれ位置づけられた。戦前から学校として存在していた盲学校、聾学校とは対照的に、学校教育法において「一条校」として位置づけられた養護学校は、その実体は存在しなかった。養護学校教育義務制実施となった昭和54（1979）年までの盲学校、聾学校、養護学校の設置状況を取り上げると、その変遷は図のように示される（Fig. 1）。

戦後、盲学校、聾学校の整備が先行した。盲学校及び聾学校教育は、昭和23（1948）年度から学年進行によって義務化され、昭和31（1956）年度に小学部及び中学部の義務制が完成した。一方、養護学校は精神薄弱、肢体不自由、身体虚弱・病弱の各障害種に分けられたが、当時義務教育ではなかった養護学校の設置は進まなかった。このことへの対応として、昭和31（1956）年に公立養護学校整備特別措置法が公布され、この法律がその後の養護学校の整備に大きく貢献した（雪丸 [2010] 11）。その後、養護学校教育の義務制の施行期日を確定させた昭和48（1973）年の「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」を受けて、実施に向けた整備が急速に進められ、昭和54（1979）年に養護学校教育義務制の実施に至ったのである。養護学校は650校余りまで設置された（文部科学省、[2020] 15）。なお、養護学校の整備過程は、例えば公立養護学校整備特別措置法施行後に肢体不自由養護学校の設置が先行する（全国肢体不自由養護学校長会 [1969] 77）など、障害種によって異なる経過を辿った。加えて、特殊教育の形態としての特殊学級の整備も同時に進められた。戦後の社会状況の中で様々な困難を抱えた子どもたちのための学級が、昭和30年代頃からは次第に精神薄弱児のための学級や虚弱児のための学級の設置につながったことが指摘された（例えば、広瀬 [1994] 146）。

以上を踏まえ本研究では、知的障害者、肢体不自由者、

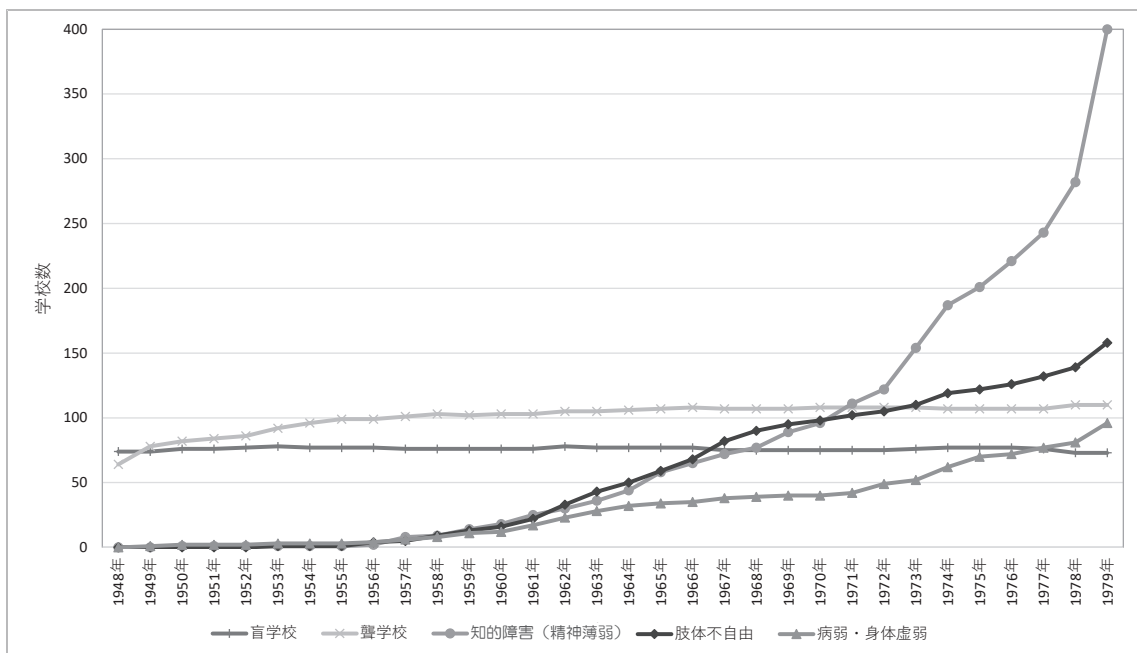


Fig. 1 養護学校教育義務制実施に至るまでの盲・聾・養護学校数の変遷
 文部科学省（2020）令和元年度特別支援教育資料より筆者作成。

病弱・身体虚弱者に対する養護学校の制度化以降の整備過程について、施策動向等を踏まえ各障害種間の比較考究を行う。考究にあたり、以下の時期区分を設定し、各期を通して特殊学級の設置等との相対化の視座から総合的に検討する。

II. 研究の方法及び論文の構成

本研究は、上述の目的を踏まえ法令等及び関係する先行研究等に基づき整理した。なお、本研究では当時の法令等によって使用されていた用語を用いた。

1. 時期区分の設定

養護学校の構想・制度から養護学校教育義務制が実施された昭和54（1979）年までを取り上げ、養護学校の整備に関連の深い施策等に基づいて時期区分を設定した。関連の深い施策として、次の三点を挙げる。まずは、養護学校が学校教育制度に位置付けられた昭和22（1947）年の学校教育法制定である。次に、当時義務教育ではなかった養護学校の整備を行うにあたって公布された昭和31（1956）年公立養護学校整備特別措置法の公布である。続いて、養護学校教育の義務制実施に向けた昭和48（1973）年「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」である。

これらを転換点と設定し、整備過程は次のような4つの時期区分とした。第1期は、障害児教育の萌芽と養護学校の構想の時期である。この時期は、障害児教育の考え方が模索され、学校教育制度に位置づけがないうちで実施されていた。また、それらの状況を踏まえて養護学校教育の構想がなされた段階である。第2期は、養護学校の制度化と成立の時期である。学校教育制度に位置付けられた養護学校の設置に向けて、対象となる児童生徒を把握するとともに、国及び地方自治体、あるいは個人が養護学校の成立に向けて模索していた。第3期は、養護学校の設置促進の時期である。公立養護学校整備特別措置法の施行によって、財政的な補助を受け全国各地の養護学校設置が拡大していった。第4期は、養護学校教育義務制に向けた整備の時期である。国は養護学校義務制実施の期日を明らかにするとともに、調査によって明らかとなっている全ての対象児童生徒が就学できるように学校の整備が急がれた。

上述の時期区分を踏まえ、第1期を昭和22（1947）年の学校教育法制定以前まで（1946年まで）、第2期を公立養護学校整備特別措置法の施行以前まで（1947年～1956年）、第3期を昭和48（1973）年の政令が発出されるに至った昭和46（1971）年「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」が示されるまで（1957年～1970年）、第4期を養護学校教育義務制に向けて整備がなされた時期（1971年～1979年）と区分した。

2. 分析の視点

本研究では、上記の時期区分に基づいて、養護学校及び養護学級、特殊学級の整備過程とそれらの形態について、関係法令等を概観し、各障害種間を比較しながら議論に資する視点を考察した。

III. 各時期区分の施策動向等及び各障害種間の特徴

1. 第1期「障害児教育の萌芽と養護学校の構想」

日本の障害児教育の萌芽と特殊教育の構想・制度化は、盲教育、聾教育が先行して整備されたことから、まずはそれらを含めて動向を概観する。

（1）障害児に対する学校教育の萌芽

日本において特殊教育が始められるのは、明治維新政府が近代国家建設を進める時期であり、盲教育、聾教育の整備が先行した。山尾庸三は、当時の盲者・聾者等の困窮に対して保護救済のため明治4（1871）年に「盲啞学校ヲ設立セラレンコトヲ乞フノ書」を太政官に提出した。山尾の建白は直ちに上げられなかったが、日本の盲・聾教育の創設及び拡大に向けて、思潮的にも方式的にも基本的な路線を敷いたものであったと知られる。日本の教育法制において、障害児に関する学校として初めて規定されたのは、明治5（1872）年「学制」の「廢人学校」である。この廢人学校については説明がなされておらず、欧米学制の翻案過程の中で、盲院、啞院、痴院等の名称でもたらされた障害児の諸教育施設を一括して廢人学校と総称したものと考えられている。学制は画一的に強行されたことから規定通りの実施が進まず、明治12（1879）年の教育令に取って替わられた。制定過程において田中不二麻呂等が中心に起草した日本教育令には、学校の種類として盲学校、聾啞学校、改善学校が挙げられ、特殊教育を興す準則を含めたが、法制局の審議過程で時機に合わないものとして採用されなかった（文部省[1978] 33）。

これらの法整備過程において、盲学校、聾学校と並んで後の養護学校に通ずる学校が構想されていたと考えられるが、実際の法令等に記述されることはなかった。また、明治期には、就学率を向上させるための体制整備がなされていく過程で、障害児の就学猶予が明確に示されていった。明治14（1881）年「就学督責規則起草心得」は府県に対し就学督責規則の制定を勧め、安易に不就学を認めないように、就学不能事由の例示として、疾病の者、廢疾の者、一家貧窶の者等が掲げられた。明治19（1886）年に公布された小学校令は、日本の初等教育制度確立の礎石となった。学齢児童を就学させる保護者の義務が初めて明記され、就学猶予規定が定められた。続く明治23（1890）年の改正小学校令においては、小学校の目的を明らかにし、最低3年の義務教育が定められた。このため、小学校教育の内容的確立とともに、不就学と

なる障害児や小学校における学業不振児の問題が起きてきた。明治33（1900）年の小学校令改正によって、尋常小学校4年間の義務制が確定され、そのことに伴い就学義務猶予・免除条項をもって制度的確立がなされた。安藤（1990）によると、青森県を取り上げ、地方において就学義務猶予・免除が確立してきたのは1920年代であったことを明確にした。また、就学義務猶予・免除の確立過程において、それらの事由の中で「貧窮」や「其他」が減少し、障害だけが残されていったと指摘している（安藤 [1990] 30）。

養護学校の構想に関わる法整備として、昭和16（1941）年には国民学校令・同施行規則が制定され、施行規則第53条には、「身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ学級又ハ学校ヲ編成スルコトヲ得」と規定されたことに注目できる。学級又は学校の編成については、別に文部省令第55号「国民学校令施行規則第53条ノ規定ニ依ル学級又ハ学校ノ編成ニ関スル規程」が定められ、これらの学級又は学校は養護学級、養護学校と称された。また、なるべく身体虚弱、精神薄弱、弱視、難聴、吃音、肢体不自由等の別に編成すること、一学級の児童数は30人以下とされ、養護訓導を置くことが定められた（文部省 [1978] 53）。これによって、従来種々の名前で示された特別な学級は、初めて法令上の準則を得るとともに、法令の上で名称の統一がなされた。

（2）精神薄弱・肢体不自由・病弱・身体虚弱教育の萌芽

1）精神薄弱教育

日本における精神薄弱教育は、特殊学級における教育と施設教育がほぼ同時期に開始されたといわれている。

日本最初の精神薄弱特殊学級は、明治23（1890）年の長野県松本尋常小学校に設けられた特別な学級「落第生学級」であった。学制頒布によって発足した日本の義務教育は、明治時代後半になって就学率が50%を超えるようになったが、そのことに伴って学業成績の振るわない子どもたちへの注目がなされるようになった。これらの学業不振であった子どもたちのために松本尋常小学校が男女それぞれ一学級を設置したことが特別な学級の始まりとされている。他には、明治33（1900）年長野尋常小学校の「晩熟成学級」や、明治34（1901）年の群馬県館林小学校の「劣等児学級」（山本 [2015] 8）などが続いた。

一方、精神薄弱児に対する施設教育として、石井亮一による「孤女学園」（1891年創設）がのちに「滝乃川学園」へと改称され、これが日本最初の精神薄弱児施設となった。滝乃川学園の目的に掲げられた「教育治療」は、感覚・運動の教育から知的な教育へと進むセガン（Séguin, E.）の生理学的教育法が重要な柱になっていた（加藤

[1986] 53-54）。その後全国各地に精神薄弱児者施設が開設されていき、大正9（1920）年に精神薄弱施設関係職員が集まって日本精神薄弱者愛護協会が設立された当時、参加施設数は8つ確認されている。

初めての精神薄弱児の独立校は、昭和15（1940）年に設置された大阪市の思斉学校である。学校設立には、「大阪市に於ける学業不振児の調査」に基づく教育対策が背景にあったとされている（文部省 [1978] 142）。なお、当時は精神薄弱児のための学校設置に係る規定はなく、小学校に類する各種学校として認可を受けている。

特殊学級は戦前から全国各地に設置されていたが、戦時中にほとんど閉鎖された。学校教育法が施行される前年の昭和21（1946）年4月に、東京都渋谷区大和田国民学校の養護学級（「補助学級」と称されていた）が設置されたのが、戦後最も早い復活だった。

2）肢体不自由教育

肢体不自由児に対する教育の関心は、欧米と同様に整形外科学の進歩との関連が深い。日本の肢体不自由児療育事業の始祖とされている高木憲次は、肢体不自由者の実態調査を実施するうちに、治療とともに教育を受けられる「教療所」が必要であると考えた。高木は、大正7（1918）年ごろから「夢の楽園教療所」を提唱し始め、その後のドイツ留学で見聞した肢体不自由児救済事業を勘案し、大正13（1924）年に「クリュッペルハイムに就て」を発表した。この論文において、治療・教育・職能を兼備した施設が日本にも必要であると主張されている（森山 [2010] 78-79）。

日本で最初に肢体不自由児を対象として設立された施設は、大正10（1921）年に東京市小石川区に発足した「柏学園」である。体操教師であった柏倉松蔵が、体操を免除された肢体不自由児が運動場の片隅で寂しそうにしている姿が痛々しく思われたことを動機として学園を発足したといわれている。柏学園は柏倉の私塾として終始したが、その目的には職業教育が挙げられており、医療、教育、福祉を含めた肢体不自由児事業の萌芽として高く評価されている。

柏学園の発足、高木憲次の「夢の楽園教療所」、大正時代末からの精神薄弱児、身体虚弱児のための特別な学級の設置などを背景に、昭和5（1930）年頃から東京市教育局に「不具児童養護学級特設」の気運が生じてきた。東京市教育委員会による実態調査や、元東京帝国大学初代整形外科学教授で東京市会議員であった田代義徳らの尽力によって、昭和7（1932）年に小学校に類する各種学校として光明学校が開校した。

独立の学校による肢体不自由教育は、昭和30年代まで光明学校が唯一であったが、光明学校の発足が刺激となって、茨城、大阪、三重、熊本の各府県において小学校に特別な学級を設けたり、身体虚弱児や精神薄弱児の

学級と併設したりしていた。

3) 病弱・身体虚弱教育

身体虚弱は、明治初年から学校教育において問題になっていた。明治30(1897)年には文部省訓令第3号「学生生徒身体検査規定」によって、児童生徒の体格は、強健、中等、薄弱の三等に区別された。その後改正が重ねられ、昭和12(1937)年の文部省令「学校身体検査規定」において身体検査の目的が明確に定められるとともに、その結果に基づき健康養護施設の実施が奨励されるようになった。身体虚弱児童の健康増進の対策として休暇集落が実施され、その実績によって身体虚弱児童を短期間転地させるよりも自然環境に恵まれた場所で適当な施設を整備し、長期間かつ計画的な教育を行うことが効果的であると次第に認識されるようになった(文部省[1978]157)。休暇集落の施設を半永久的設備としたものである開放学校の起源は、明治37(1904)年のドイツのシャロットテンブルグ市における森林学校であるとされ、その成果によって欧米諸国にも迅速な普及を見たといわれている(北野[1991]280)。日本では、開放学校だけでなく、林間学校、海浜学校、戸外学校、野外学校、露天学校等、様々な名称で呼ばれた。

身体虚弱における学校として日本で最初のもは、大正6(1917)年の白十字会によって設置された神奈川県茅ヶ崎林間学校であった。入学条件は身体検査の上、腺病質その他虚弱体質の児童で伝染性疾患を有しない者に限り、期間は3か月を最短とした。ほかには、一宮学園が昭和2(1927)年に関東大震災時の恩賜金と義捐金によって設立された私立小学校として開校し、罹災地の身体虚弱児童を収容し、教育と療養にあたった。

また、大正時代から昭和30年代頃までの児童生徒の保健問題の中心は結核予防であり、病弱・身体虚弱教育との関連も密接であった。上記の寄宿制の学校に対し、地域の小学校において施設を設備した特別の学級が、当時の結核予防対策の一環として認められ、次第に開設されていった。養護学級として比較的早く開設されたものとしては、昭和元(1926)年の東京市鶴巻尋常小学校養護学級であった。小児の結核患者の増加の対策として、昭和14(1939)年には厚生省事務次官から「都市小児結核予防施設ニ関スル件依命通牒」が出されている。これらの保養所には、学齢児童生徒が多数入所しており、これら児童の教育の問題が生じ、身体虚弱養護学級が増設されるようになった。これらの情勢を背景として、昭和16(1941)年の国民学校令施行規則において特別養護の必要ある者に対して学級や学校の編制が定められ、名称として養護学級、養護学校と称されることとなった。

4) 各障害種の共通点と相違点

養護学校として戦後の学校教育制度に位置付けられる以前から、三障害種とも施設及び療養所等における学齢児の教育の必要性が唱えられ実践されていた。学校教育としては精神薄弱児に対する特殊学級が学業不振との関係から最も早くその実体があったといえる。身体虚弱児に対する学校として林間学校等が設置されていた。各障害種の特徴として、精神薄弱及び身体虚弱教育は、特殊学級の設置及び実績が積み上げられていたのに対して、肢体不自由教育では一部の地域における設置にとどまった。

2. 第2期「養護学校の制度化と成立」

(1) 戦後の特殊教育の法制度上の位置づけ

戦後の教育改革において、日本国憲法第26条の「教育を受ける権利」及びそれに基づいて制定された教育基本法第3条第1項の教育の機会均等によって、心身障害児の義務教育の機会の保障が、初めて原則的に確立されることとなった。六・三制義務教育制度を根幹として、学校教育法によって、特殊教育も一般の学校教育の一環をなすものとされたことに重要な意義を見出せる。学校教育法第1章総則第1条において、盲学校、聾学校及び養護学校が、学校教育体系のうちに明確に位置づけられた。また、第6章を「特殊教育」とし、特殊教育に関する必要な事項が定められた。第71条には盲・聾・養護学校の目的が示され、第75条には特殊学級が位置づけられた。基本的には一般の児童生徒と同様に心身障害児の教育の機会を等しく保障しようとする原則を貫こうとしたものといえる。この学校教育法において、盲・聾以外の心身障害児を対象とする学校は「養護学校」という名称に総括されることとなった。これは、「国民学校令施行規則第53条ノ規定ニ依ル学級又ハ学校ノ編成ニ関スル規程」によって示されていた「養護学校」が、名称として受け継がれたものとされている(文部省[1978]181)が、この時点でその実体がなかったことは特徴的であるといえる。

一方、盲・聾学校は、大正12(1923)年の盲学校及聾啞学校令によって道府県に設置が義務付けられており、関係者は盲・聾教育義務化を実現したいという動きも強く見られていた。昭和23(1948)年度から、盲学校及び聾学校は学年進行によって義務制となり、昭和31(1956)年度に盲・聾学校の小学部及び中学部についての義務制が養護学校教育に先んじて完成した。

(2) 養護学校の成立に向けた動向と公立養護学校整備特別措置法の制定

昭和25（1950）年文部省初等中等教育局に「特殊教育室」が設置され精神薄弱、肢体不自由、病弱・身体虚弱等の児童生徒に対する特殊教育の立ち遅れの打開策の樹立等に取り組まれた。精神薄弱、肢体不自由、病弱・身体虚弱等の特殊教育の対象とすべき児童生徒の範囲及び実態を把握する必要性に基づき（文部省 [1953] 2）、昭和28（1953）年に文部事務次官名で「教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準について」が通達された。この判別基準によって、各障害種の定義・基準・教育的措置が示され、障害別の実態調査が行われた。特殊教育の対象とすべき学齢児童生徒の人口における出現率に基づき算定すると、100万人を超える心身障害児童生徒が特殊教育を必要としていることが明らかとなった。しかし、養護学校は義務制未施行のため、都道府県に対する国の財政上の援助はなく設置が進まない状況であった。なお、特殊学級に関しては、戦後の社会状況の中、外地・疎開地からもどった子、戦災孤児、浮浪児、普通学級で扱いのむずかしい子どものための学級、あるいは促進的な学級であったといわれている（広瀬 [1994] 146）。

これらの特殊学級及び養護学校の整備の立ち遅れに対する要望を反映して、昭和29（1954）年中央教育審議会「特殊教育およびへき地教育振興に関する答申」によって養護学校及び特殊学級の設置に対する補助を講じることなどが提言された。その後も必要経費の予算要求に関する陳情書等の訴えを経て、昭和31（1956）年6月、第24回国会において、議員立法により「公立養護学校整備特別措置法」が成立した。公立養護学校整備特別措置法は、養護学校における義務教育の早期実施を目標として公立学校の設置を促進し、併せて公立養護学校における教育の充実を図ることを目的として、具体的には、建物の建築費、教職員の給与費、教材費等について、他の公立義務教育諸学校と同様に、国庫による負担又は補助の道を講じた。建物の建築費は公布と同時に施行され、その他の部分については昭和32（1957）年度から施行されることとなった。

(3) 精神薄弱・肢体不自由・身体虚弱及び病弱養護学校の成立過程

学校制度上に養護学校が位置付けられたが、設置状況はどのようであったか。特別支援教育資料（文部科学省、2020）に基づき、障害種ごとの養護学校数を示すとTable 2のようであった。特徴として、身体虚弱養護学校が最も早く存在していたこと、昭和31（1956）年には肢体不自由養護学校が複数設置されたことがわかる。これらの設置状況の背景について、障害種ごとに整理していく。

Table 2 第2期の養護学校及び特殊学級数

	精神薄弱	肢体不自由	身体虚弱	特殊学級	
				小学校	中学校
1948年	—	—	—	222	17
1949年	—	—	1	484	26
1950年	1	—	2	602	49
1951年	1	—	2	712	118
1952年	1	—	2	705	133
1953年	1	1	3	651	155
1954年	1	1	3	808	174
1955年	1	1	3	930	242
1956年	2	4 (1)	4	1004	314

注：（）内の数字は分校であり、内数である。
文部科学省（2020）に基づき筆者作成。

1) 精神薄弱教育

戦後の教育改革によって、新たに中学校が義務教育の場となり、戦前には見られなかった中学校特殊学級が置かれるようになった。昭和22（1947）年、文部省教育研修所内に実験学級として設置された東京都品川区立大崎中学校の分教場がその始まりであった。戦後、昭和23（1948）年度までに精神薄弱児童生徒を主な対象として特殊学級を設置した学校として、小学校17校、中学校5校が知られている（文部省 [1978] 382）。

戦後当初の特殊学級の中には、能力別学級や能力別指導と関係が深いものが少なくなかった（文部省 [1978] 382）。特に中学校においては、旧制中学校とは異なり全員が入学することになったため、高度な内容の学習についていけない生徒が、知的障害のある生徒を含んで10%は生じるであろうと予想され、その対策を考える必要があったとされる（米田 [2009] 148）。即ち、大崎中学校の分教場の設置は、新制度実施に伴う教育上の問題解決のための実践研究の開始でもあったといえる。当時の特殊学級は、学力の回復を意図する「促進学級」的な性格をもっていたことに加えて、戦後当初は障害種別の異なる児童生徒が混在する「混合学級」が多く含まれていたとされ、通常の学級で指導困難な児童生徒を雑多に受け入れる場となる傾向があったと指摘される（文部省 [1978] 383）。1953年7月の中央教育審議会の答申における特殊教育の振興の必要性を受けて、文部省は「特殊学級増設方策について」を発表した。計画通りの実現ではなかったものの、各地域における特殊学級の設置を促進することとなった。これらのことを踏まえ、戦後当初の精神薄弱教育は特殊学級によって展開していったと理解できる。

精神薄弱養護学校は、戦前に設置された大阪市立思斉国民学校が、昭和22（1947）年4月からは思斉小学校となった。昭和26（1951）年6月に最寄りの大宮中学に思斉分校が併設され、翌年4月に思斉中学校となり、大阪市立思斉

小・中学校が成立した。また、東京では先に述べた品川区立大崎中学校特殊学級が昭和25（1950）年4月に東京都へ移管され、東京都立青鳥中学校に発展している。また、昭和29（1954）年5月には大分市に精神薄弱教育のための大分市立新生小学校が創設され、翌年には大分市立新生中学校が併設された。いずれも、国庫負担等の関係から養護学校の名称は冠していなかった。

2) 肢体不自由教育

戦後の肢体不自由教育は、昭和20年代の半ば、児童福祉法による肢体不自由児施設設置に伴って設けられた特殊学級における教育から発足した。その背景には、戦後、肢体不自由児に対して、教育施策よりも福祉施策が先行して国に取り上げられたことが挙げられる。それは、児童福祉法の草案起草委員の一人であった高木憲次が、児童の福祉を守りこれを増進する児童福祉法に、肢体不自由児問題を含めることを力説した結果、肢体不自由児問題は法的な裏付けのもとに、肢体不自由児療育事業として発展させることができるような基盤が確立されたからである。高木は、全国各都道府県にわたって、肢体不自由児者巡回療育指導を実施するなどして、肢体不自由児療育事業の重要性を社会に認識させることに大きな役割を果たした。このことによって、児童福祉法による肢体不自由児施設として、昭和25（1950）年になって、多摩緑成会整育園、群馬整肢療護園が設置され、翌年には整肢療護園が開設されている。

各地域のこれらの施設に入所することによって、これまでほとんど無視されていた彼らに対する教育の問題が大きく注目されてきた。児童福祉法の改正によって、肢体不自由児施設内の学齢児童生徒に対する義務教育の必要上、施設内に小・中学校の特殊学級を設けたり、分校を設けたりする傾向が生じた。

肢体不自由児施設の増設に伴って、付近の小学校又は中学校の特殊学級が、肢体不自由児施設内教育機関として設置されていく一方で、この種の特殊学級とは別個のものとして、地域社会から通学してくる肢体不自由児のための特殊学級が昭和20年代の終わりごろから次第に設けられた。その最初のもは、のちに大阪府立堺養護学校に発展する肢体不自由特殊学級「希望学園」の設置である。

3) 病弱・身体虚弱教育

戦後の病弱・身体虚弱児の教育に関しては、それぞれの都道府県ごとに歴史的蓄積の違いや医療との関係の相違があると指摘される（玉村・山崎・近藤 [2012] 149）。

終戦後の食糧不足や環境衛生の不良等によって、身体虚弱児童生徒の増加及び結核がまん延する状況に際して、文部省は昭和21（1946）年、体育局長通知「学校衛生刷新二関スル件」において身体虚弱児童生徒に対する養護施設の増加を奨励した。小・中学校では身体虚弱児

童生徒に対して特殊学級を設置して対応を図り、昭和24（1949）年から数年間の在籍児童生徒数によると、身体虚弱児童生徒数が精神薄弱児童生徒数より多いことから当時は身体虚弱児童生徒の教育が急務であったと考えられている。小・中学校の身体虚弱児に対する特殊学級の設置の促進がみられ、身体虚弱の特殊学級在籍児童生徒数は、昭和31（1956）年まで増加し、その後減少していった（玉村・山崎・近藤 [2012] 149）。

一方、身体虚弱児を対象とした養護学校として、戦前から設置されていた私立一宮学園は、昭和24（1949）年に養護学校となったが、その他の学園等は直ちに養護学校とはならなかった。戦後、身体虚弱児のために最初に設置された養護学校は、門司市立白野江養護学校である。その他に、国立療養所に入所している児童生徒に対して養護学校を設置して教育を行った最初の学校は、兵庫県立上野ヶ原養護学校であった。同校は小学校における結核児童生徒を国立兵庫療養所の病棟の一部に収容して小学校養護分校として療養のかたわら教育を行ったとされ、昭和28（1953）年に独立した。

4) 各障害種の共通点と相違点

各障害種の動向を踏まえると、精神薄弱教育は地域の小学校・中学校において、学業不振児との関係から特殊学級での教育が先行して整備されていたことがわかる。肢体不自由教育は、児童福祉法の改正に伴い施設の肢体不自由児に対する特殊学級の設置がなされた。また、一方では地域に存在する肢体不自由児のための学校として、地域の要請に応える形で単独型養護学校の成立がなされ始めた。身体虚弱教育は戦前から小児結核患者のための養護学校が存在しており、それを引き継ぐ形で養護学校としての設置が早かったものと考えられる。いずれにしても、義務教育ではなかった養護学校の設置は、財政面等の関係から困難な状況であった。このことへの対応として、昭和31（1956）年に公立養護学校整備特別措置法が公布され、翌年より施行されることとなった。

3. 第3期「養護学校の設置促進」

公立養護学校整備特別措置法が制定され、各障害種の養護学校が増設していった（Table 3）。

第3期は、全体として養護学校の数が増加しているが、その中でも肢体不自由養護学校の整備が先行していることが読み取れる。以下に、各障害種の特徴と関連する背景について整理する。

(1) 施策動向の概要

まず、養護学校設置促進に関する全体的な施策動向を述べる。昭和34（1959）年中央教育審議会「特殊教育の充実振興についての答申」により、文部省は、肢体不自由養護学校の計画設置と精神薄弱特殊学級の計画設置を

Table 3 第3期の養護学校及び特殊学級数

	精神薄弱	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	特殊学級	
				小学校	中学校
1957年	8 (1)	5 (2)	6	1037	397
1958年	9 (1)	9 (2)	8	1253	538
1959年	14	13 (2)	11	1529	714
1960年	18 (1)	16 (2)	12	2029	908
1961年	25 (2)	22 (2)	17 (2)	2555	1112
1962年	30 (2)	33 (4)	23 (6)	3203	1374
1963年	36 (2)	43 (6)	28 (8)	3920	1793
1964年	44 (2)	50 (9)	32 (9)	4667	2367
1965年	58 (3)	59 (12)	34 (9)	5485	3044
1966年	65 (2)	68 (15)	35 (8)	6429	3838
1967年	72 (4)	82 (19)	38 (11)	7298	4562
1968年	77 (5)	90 (22)	39 (11)	8067	5222
1969年	89 (10)	95 (22)	40 (11)	8720	5807
1970年	96 (13)	98 (22)	40 (11)	9290	6250

注：() 内の数字は分校であり、内数である。
文部科学省（2020）に基づき筆者作成。

重点的に推進することとした。肢体不自由養護学校については、昭和35（1960）年度を初年度とする五か年計画により、昭和39（1964）年度までに未設置県の解消を図るため、38校の増設を図ることとした。また、精神薄弱特殊学級については、市町村人口3万人以上の町村に、設置基準を満たすように、3916学級の特殊学級の増設計画を推進することとした。これらの計画はその後修正され、養護学校については昭和37（1962）年度から精神薄弱養護学校及び病弱養護学校の奨励設置も計画に含め、毎年度併せて16校ずつの増設計画を推進した。

また、昭和37（1962）年学校教育法施行令の一部が改正され、学校教育法施行令第22条の2に盲・聾・養護学校において教育すべき者の心身の故障の程度が定められた。これらの法令改正に伴い、昭和28（1953）年の「教育上特別な取扱を要する児童生徒の判別基準について」は失効することとなった。

（2）各障害種の特徴

1）精神薄弱教育

公立養護学校整備特別措置法が制定され、それまで小学校等の名称を冠していた精神薄弱児童生徒の学校が養護学校へと名称変更を行った。具体的に、昭和37（1957）年には東京都立青鳥中学校が青鳥養護学校となり、大阪市立思齊小・中学校と大分新生小・中学校はそれぞれ思齊養護学校と新生養護学校となった。

昭和37（1962）年初等中等教育局長の通達「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱を要する児童・生徒の教育的措置について」によって、

養護学校、特殊学級、就学猶予・免除などの各対象についての規定がなされた。これが規定されたことで、比較的障害の程度の重い児童生徒は養護学校に多く在学し、比較的障害の程度の軽い児童生徒は特殊学級に多く在学する傾向が、次第に明瞭になってきた。

2）肢体不自由教育

公立養護学校整備特別措置法の制定後、養護学校の設置が急速に進み、肢体不自由施設内児童を対象とする「併設養護学校」、施設内児童に加えて家庭からの通学児をも対象とする「隣接養護学校」、肢体不自由児施設や病院と関係なしに単独に設けられた学校である「単独養護学校」がそれぞれ設置されていった。前二者を合わせて半数を超えることから、肢体不自由児施設の増加と養護学校の増加は密接な関係にあったことがわかる（全国肢体不自由養護学校長会〔1969〕75）。当初は全国的に見ると一都二府五県に限られた状況であったことから、文部大臣は昭和34（1959）年に「特殊教育の充実振興について」諮問し、その答申では肢体不自由者の教育について「早急に年次計画をもって、都道府県に養護学校の設置を義務づけ、所要の財政措置を講ずること。」とされた。このような背景から、昭和35（1960）年度を初年度とする5か年計画により、昭和40（1965）年度までに全国どこの都道府県にも、少なくとも一校の肢体不自由養護学校を設置させることが目指された。そして、昭和44（1969）年に、滋賀県立養護学校の開設により、全国各都道府県設置に実現をみた。

肢体不自由特殊学級の増加も肢体不自由児施設の増加と密接に関係しており、昭和30年代には肢体不自由特殊学級を設置する小・中学校の過半数において肢体不自由児施設内に併設の特殊学級をもっていた。しかしながら、昭和37（1962）～38（1963）年頃を境に、特殊学級は減少傾向となる（全国肢体不自由養護学校長会〔1969〕80）。これは、肢体不自由養護学校の増加と照応しており、施設内肢体不自由特殊学級は肢体不自由養護学校または養護学校の分校へと独立していく傾向を示している。例えば、茨城県立養護学校は、肢体不自由児施設である茨城県立ひばり学園が設立した昭和36（1961）年時点で、養護学校設立の構想があり、翌年に茨城県立養護学校として発足している（全国肢体不自由養護学校長会〔1969〕281）。このようにして、肢体不自由教育は、肢体不自由児施設内の特殊学級開設に始まり、発展的に養護学校へと組織がえ（全国肢体不自由養護学校長会〔1969〕80）していった。

3）病弱・身体虚弱教育

公立養護学校整備特別措置法の制定によって、従来の特殊学級あるいは小・中学校の分校が養護学校に発展していくものが漸次増加していった。また、それまで「身体虚弱」のみが判別基準に位置付けられていたが、昭和

31 (1956) 年に判別基準に「病弱」が追加され、昭和32 (1957) 年以降は、判別基準に従って、病弱養護学校及び特殊学級の設置が進められることとなった(谷口 [1999] 297)。しかしながら実際には、結核及び慢性疾患のため療養所等に収容されている児童生徒に対しては、いまだ特殊学級のままところが多かった。そのような中、病弱養護学校の設置が進む契機として、「教育者療友会」の陳情を受けた厚生省による文部省初等中等教育局長宛の依頼である、1957 (昭和32) 年11月の「国立療養所における入所児童の教育について」(医発第1000号) が挙げられる。その中には、教育機関の併設のない療養所について、円滑に推進されるよう文部省に配慮を依頼した趣旨があった。これを受け、昭和33 (1958) 年1月に「国立療養所における入院児童の教育について」が通達され、小学校等の特殊学級及び分校等からの改組が続いたとされる(深澤・竹田 [2019] 226)。

昭和36 (1961) 年には、学校教育法の改正によって病弱養護学校の位置づけが法制度上明確化した。玉村・山崎・近藤 (2012) は、この改正によって、病弱養護学校での教育の前進をみたことを指摘している。具体的には、結核性疾患児の治療後のアフターケアを教育的に行うために貝塚養護学校には寄宿舎が設置されたが、その寄宿舎には結核のアフターケア児と共に、虚弱、自律神経失調症の子どもも入舎していた(玉村・山崎・近藤 [2012] 149)。また、貝塚養護学校は昭和42 (1967) 年の大阪市立助松養護学校との合併によって、喘息児の受け入れを行うなど、在籍児童生徒の障害の状態の多様化が見られ始めたと考えられる。

4) 各障害種の共通点と相違点

公立養護学校整備特別措置法の制定によって、三校種とも養護学校の設置が促進された。その中でもとりわけ肢体不自由養護学校が精神薄弱及び病弱・身体虚弱より先行し、肢体不自由児施設内の学級や分校が養護学校へと発展していった。病弱・身体虚弱養護学校については、学校教育法の改正によって病弱養護学校の位置づけが明確化し、それまでよりも多様な障害を有する子どもが在籍することとなった。

4. 第4期「養護学校教育義務制に向けた整備」

養護学校教育義務制の実施に向けて、整備がより一層加速する時期である。昭和54 (1979) 年の養護学校教育義務制実施に至るまでの学校数の変化について、Table 4 に示した。この時期は、特に精神薄弱養護学校の数が急激に増加していることに注目できる。

(1) 施策動向の概要

昭和46 (1971) 年には「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」、及び「特殊教育の積極的な拡充整備」が示された。この答申に沿っ

Table 4 第4期の養護学校及び特殊学級数

	精神薄弱	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	特殊学級	
				小学校	中学校
1971年	111 (14)	102 (24)	42 (11)	9825	6587
1972年	122 (15)	105 (22)	49 (16)	10562	6768
1973年	154 (19)	110 (21)	52 (15)	11706	7002
1974年	187 (24)	119 (21)	62 (16)	12550	7133
1975年	201 (21)	122 (21)	70 (19)	13313	7260
1976年	221 (18)	126 (21)	72 (18)	13786	7223
1977年	243 (23)	132 (17)	77 (15)	14129	7196
1978年	282 (18)	139 (17)	81 (18)	14353	7155
1979年	400 (62)	158 (21)	96 (25)	14083	6782

注：() 内の数字は分校であり、内数である。
文部科学省 (2020) に基づき筆者作成。

て、特殊教育の振興を図るため、文部省は昭和47 (1972) 年度を初年度とする「特殊教育整備拡充計画」を策定し、特殊教育機関の整備を図ることとした。特に養護学校については、義務制早期施行を目指して、養護学校整備7年計画を立てて整備を図ることとした。昭和53 (1978) 年度までに、養護学校対象のすべての学齢児童生徒を就学させるに必要な養護学校243校を新たに設置するための施策を進める必要があった。

昭和48 (1973) 年「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」によって、昭和54 (1979) 年度から養護学校教育が義務教育となることが確定した。整備に関する具体的施策として、昭和49 (1974) 年度から新たに「養護学校教育義務制等準備活動費補助」が位置づけられ、都道府県及び市町村の教育委員会に「就学指導委員会」の設置を促し、そのための経費の一部を補助するものであった。

養護学校の整備に伴う特殊教育の対象の拡大とともに、重度・重複障害児の教育が当面の課題となってきたことも注目される。昭和48 (1973) 年には「特殊教育の改善に関する調査研究会」を発足させ、重度・重複障害児の教育について調査研究が実施された。この研究会は、昭和50 (1975) 年3月に「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について」を報告し、その中で重度・重複障害児について規定がなされた。さらに昭和53 (1978) 年には、「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」について報告がなされた。どのようにして教育措置を決定するか、特殊学級と通常の学級との交流、専門の教師の巡回による指導など、多様な指導形態のいずれを指導内容との関連のもとに選択するかという二つの観点から構成されるなど、特殊教育の対象の拡大が注目された。

(2) 各障害種の特徴

1) 精神薄弱教育

養護学校整備7年計画によれば、毎年度の新設精神薄弱養護学校数は昭和47(1972)年度13校、同48年度11校、同49年度から53年度までは各25校、合計149校を設置した(文部省[1978]388)。また、養護学校の学部別の在籍者数に関して、このころから高等部在籍者の増加数が多いことも注目され始めた。

養護学校や特殊学級が発展する過程で、精神薄弱施設等の児童福祉施設に入所する精神薄弱児童生徒に対しても学校教育が対応するようになってきた。昭和42(1967)年の児童福祉法一部改正によって規定された重症心身障害児施設も、精神薄弱児童生徒と関係が深い児童福祉施設であり、入所学齢児童生徒に対する教育的対応が進められるようになっていた。養護学校教育義務化を見据え、精神薄弱児施設と養護学校とが協働して重度の精神薄弱児の教育を担っていた事例も報告されている(例えば、古田・東矢, 2016)。

2) 肢体不自由教育

肢体不自由養護学校は、公立養護学校整備特別措置法の制定後、短期間で全県に設置された。その時点で、肢体不自由のある児童生徒約半数が就学できる状態が整ったとされている。しかしながら残り半数のうち約70%は、小・中学校の普通学級に在籍しており、適切な教育を受けているとはいえない(村田[1997]117)として、その後も引き続いて養護学校が増設されていった。

また、就学義務猶予・免除となっている肢体不自由児に対して、教育の機会を拡大していくことが当時の大きな課題となっていた。養護学校教育の義務制に向けた整備がなされたこの時期においては、重度・重複障害児の子どもに対する教育と、訪問教育に関する課題が注目されるようになった。昭和44(1969)年度から、神奈川県や神戸市などを皮切りに、主として就学猶予・免除となっている心身障害児に対して訪問による指導の試みが開始されていった(村田[1997]120)。訪問指導に対して、文部省は昭和49(1974)年度から補助金を交付してその奨励を行った。こうして、養護学校教育の義務制実施とともに、訪問教育は養護学校等における教育に位置付けられることとなったのである。

3) 病弱・身体虚弱教育

全国的には、昭和47(1972)年頃から、結核は激減し、ぜんそく、腎臓疾患などの内部疾患の児童生徒が急増した。昭和54(1979)年の養護学校教育の義務制実施により、重複障害の子ども(重症心身障害児病棟の子ども)の割合も増加し、重度化がすすむと同時に、病弱児の多様化がさらに進んでいった(玉村・山崎・近藤[2012]149)。

4) 各障害種の共通点と相違点

養護学校教育義務制実施を目前に控え、対象となる児童生徒の全員就学を目指して学校設置がさらに進んだ。養護学校の整備が進むにつれて、それまでは就学義務猶予・免除となっていた児童生徒に対する教育が注目され、養護学校教育における重度・重複化の顕在化と、訪問教育の模索など、今日に通ずる新たな課題への取り組みがなされるようになったことに特徴が見出せた。

IV. 時期区分全体を通じた各障害種の特徴

ここでは、時期区分全体を通じた各障害種の特徴について概括する。

精神薄弱教育は、小学校等における学習不振児に対する特殊学級での教育と、施設教育が同時期に開始され、戦後の学校教育制度においては、特殊学級の整備が先行して進んだ。養護学校教育義務制実施に向けた昭和48(1973)年からの養護学校整備7年計画によって、養護学校の設置が急激に進んだことに特徴が見出せた。

肢体不自由教育は、整形外科の進展とともに注目がなされ、戦後においては児童福祉法による肢体不自由児施設の設置に伴って設けられた小・中学校の特殊学級及び分校からその教育が発足した。公立養護学校整備特別措置法の制定後には、施設内肢体不自由特殊学級は肢体不自由養護学校または分校へと独立していく傾向を示し、肢体不自由養護学校の設置が他の障害種より先行して進み、昭和44(1969)年に全県設置が完了した。

病弱・身体虚弱教育は、国民病といわれていた結核予防との関連が密接であり、少年保養所や国立療養所の特殊学級(養護学級)が設置されていた。また、戦後、養護学校という名称を冠する学校として最初に設置されたものは身体虚弱養護学校であった。療養所等に収容されている児童生徒は特殊学級に在籍することが多く、公立養護学校整備特別措置法制定後に小・中学校の特殊学級や分校が養護学校に発展していくものが漸次増加していった。昭和36(1961)年の学校教育法の改正により、病弱養護学校の位置づけが明確化し、それまでの身体虚弱児に加えて病弱養護学校に在籍する児童生徒の障害の多様化が顕著となった。

IV. おわりに

本研究では、戦後日本の特殊教育について、養護学校教育義務制実施までの施策動向と知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱教育の各障害種の特徴について、主に養護学校の制度化以降の整備過程を特殊学級の設置等を射程に置きつつ総合的に検討した。現在に至るまでの過程を一定程度概観することはできたが、教育の対象となった児童生徒の障害の状態(例えば、山本[2016]112-113)や、教育課程及び教育内容等に関して言及することはで

きておらず、限界といえる。養護学校の整備過程においては各障害種に差異が生じることとなり、このことの特
殊学級の設置等に及ぼす影響について検証する必要がある。今後は、この課題に迫るとともに、各障害教育にお
ける独自の文脈、特性を踏まえた歴史的な論及を行う予
定である。

文献

- 安藤房治（1990）第三次小学校令下における就学義務猶
予・免除制度の確立過程－青森県および弘前市を中心
に－. 特殊教育学研究, 28 (2), 25-33.
- 安藤隆男（2019）自立活動の指導の新たな展開に向ける
の課題. 肢体不自由教育, 240, 4-9.
- 深澤美華恵・竹田一則（2019）病弱教育の再建と発展お
よび課題. 中村満紀男（編著）日本障害児教育史 [戦
後編], 明石書店, 221-235.
- 古田弘子・東矢直也（2016）養護学校義務化前の「精神
薄弱」児施設における教育－1967-1978年の熊本県立
肥後学園に焦点をあてて－. 熊本大学教育実践研究,
33, 57-65.
- 広瀬信雄（1994）学習体験の場としての特殊学級－その
歴史的発展と現代的課題－. 山梨大学教育学部附属教
育実践研究指導センター研究紀要, 2, 144-150.
- 加藤康昭（1986）滝乃川学園成立史の研究:初期の学園の
性格について. 特殊教育学研究, 24 (3), 50-60.
- 北野与一（1991）日本における心身障害者体育の史的研
究（第20報）－小学校令時代の開放学校及び特別学級
における病弱児体育について－. 北陸大学紀要, 15,
279-303.
- 村田茂（1997）新版日本の肢体不自由教育－その歴史的
発展と展望. 慶応義塾大学出版会.
- 文部科学省（2020）令和元年度特別支援教育資料. 令和
元年9月, 初等中等教育局特別支援教育課.
- 文部科学省（2021）新しい時代の特別支援教育の在り方
に関する有識者会議報告. 令和3年2月, 初等中等教
育局特別支援教育課企画調査係.
- 文部省（1953）特殊児童判別基準とその解説. 光風出版
株式会社.
- 文部省（1978）特殊教育百年史. 東洋館出版社.
- 森山治（2010）戦前期における我が国の肢体不自由児政
策と高木憲次の影響. 福祉図書文献研究, 9, 73-89.
- 日本肢体不自由養護学校長会（編）（1969）肢体不自由
教育の発展. 日本肢体不自由協会.
- 玉村公二彦・山崎由可里・近藤真理子（2012）病弱教育
の歴史的変遷と生活教育－寄宿舎併設養護学校の役割
と教育遺産－. 和歌山大学教育学部教育実践総合セン
ター紀要, 22, 147-155.
- 谷口明子（1999）日本における病弱教育の現状と課題.

- 東京大学大学院教育学研究科紀要, 39, 293-300.
- 山本智子（2015）知的障害教育の教育課程の理解と実践.
皇學館大学紀要, 53, 80-69.
- 山本智子（2016）肢体不自由教育における対象者の変容
への取り組み～1950・60年代を中心として～. 皇學館
大学紀要, 54, 105-126.
- 雪丸武彦（2010）戦後日本の障害児就学をめぐる政策過
程（1）: 公立養護学校整備特別措置法制定までの専門
性の組織化. 九州大学教育経営学研究紀要, 13, 11-20.
- 米田宏樹（2009）日本における知的障害教育試行の帰結
点としての生活教育－戦後初期の教育実践を中心に－
障害科学研究, 33, 145-157.
- 全国肢体不自由養護学校長会（1969）肢体不自由教育の
発展. 日本肢体不自由児協会.